

# 令和6年度キャッシュレス決済サービス導入業務委託

## プロポーザル募集要項

### 1 募集の目的

当区の戸籍住民課では戸籍謄本等の各種証明書発行手数料の収納において、令和3年10月から交通系ICカード決済を導入し、キャッシュレス化を図っています。

本件は、POSレジの入替えにあたり、クレジットカードや2次元コードなど幅広い決済方法に対応できる機器及びネットワークを導入することで、区民の利便性の向上及び現金取扱業務の効率化を推進することを目的とします。

### 2 業務概要

#### (1) 業務内容

- ア 戸籍住民課の窓口等における手数料納付用の決済サービスの拡充
- イ 地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者による納付
- ウ 運用サポート、保守

#### (2) 履行場所

目黒区区民生活部戸籍住民課

#### (3) 履行期間

- ア 初期導入 契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで
  - イ 決済代行 利用開始日から令和7年3月31日まで
  - ウ 運用サポート、保守 令和7年1月1日から令和7年3月31日まで
- ※イ及びウは単年度契約です。実績等に基づき翌年度の契約の適否を判断し、最長5年まで契約できるものとします。
- ※業務の詳細については別紙「仕様書(案)」をご参照ください。

### 3 提案限度額等

上限額 13,955,040円(税込)

上限額を超える提案は受け付けません。

なお、上限額には下記を含めるものとし、提案の下限額は設けません。

[内容]

- (1) 初期導入費用
- (2) 運用保守費用 60か月分
- (3) リース費用 60か月分

※ハードウェアは、購入ではなくリースを想定しています。

調達方法(例:競争入札、随意契約)は本プロポーザルで採用した提案内容により決定しますが、今回の見積ではリース金額(リース料率を2.0%と仮定して算出すること)も含めてご提示ください。

#### 4 参加資格等

本事業に参加する事業者は、次の資格要件をすべて満たしていることが必要です。

なお、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとします。

- (1) 目黒区の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成2年4月1日付け目総契第740号決定）別表第1及び別表第2に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年7月28日付け目総契第4070号決定）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 過去3年間に国又は地方公共団体において、キャッシュレス決済導入に関する契約実績があること。
- (7) ISMS（ISO/IEC 27001（JIS Q 27001））認証又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得していること。
- (8) 複数社で共同提案いただくことも可能ですが、下記の要件を満たしてください。
  - ア 代表会社を決め、応募その他連絡調整等は全て代表会社が行うこと。
  - イ 区が代表会社に行った連絡等は、全て他の共同提案事業者にも同様に行ったものとみなす。
  - ウ 構成団体は、単独の応募者又は別の共同提案の構成団体となっていないこと。
  - エ 構成団体は、構成団体相互の利害関係の複雑化、協調の困難性を避け、運営上の責任の明確化を図るため、最大3社までとすること。
  - オ 構成団体各々が受け持つ業務内容及び実施体制、経費の配分を明確にすること。
  - カ 全ての構成団体が、上記（1）から（7）の条件を満たしていること。

#### 5 応募から本格稼働までのスケジュール

時 期	内 容
令和6年4月25日	募集要項の公表
令和6年4月25日～5月8日	質問の受付
令和6年5月14日（予定）	質問への回答
令和6年5月15日	参加締切り
令和6年5月30日	提案書締切り、辞退届締切り
令和6年6月中旬	第一次審査（書類審査）結果通知の発送
令和6年6月下旬	第二次審査（プレゼンテーション）実施
令和6年7月上旬	受託候補者の決定 審査結果通知の発送 審査結果公表
令和6年7月中旬～	業務内容協議

時 期	内 容
令和6年8月	仕様決定、決済ブランド審査申込み
～令和6年12月	機器の設置、研修の実施
令和7年1月4日（土）	本格稼働（キャッシュレス決済の開始、運用保守の開始） ※12月末をもって旧システム使用終了

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 募集要項及び提案書の作成等に関する質問については、下記のオンラインフォームから承ります。
- ア 受付期間 令和6年4月25日（木）から令和6年5月8日（水）まで
- イ アドレス <https://logoform.jp/form/KeTk/515182>
- (2) 電話での質問には応じられません。ただし、質問内容に疑義がある場合は、区から質問者へ問い合わせを行います。
- (3) 質問への回答は、令和6年5月14日（火）までに、社名を伏せたうえで目黒区公式ウェブサイトにて公開します。

## 7 参加の申込み

### (1) 申込方法等

ア 提出期限 令和6年5月15日（水）17時必着

イ 提出書類

複数社で共同提案される場合は、各社分作成してください。

(ア) プロポーザル参加申込書（様式1）

※疑義等があった場合には、損益計算書及び貸借対照表の追加提出をご依頼する可能性があります。

(イ) 電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し

(ウ) 契約実績表（様式2）

(エ) ISMS（ISO/IEC27001（JIS Q 27001））認証又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得していることがわかる証明書の写し

ウ 提出形式 紙資料 1部

エ 提出方法 下記「12 書類提出・事務局」まで、持参、簡易書留又は書留郵便によりお送りください。

なお、郵便事情等による遅延には対応しかねます。

### (2) 辞退

ア 提出期限 令和6年5月30日（木）17時必着

イ 提出書類 プロポーザル参加辞退書（様式3）

ウ 提出形式 紙資料 1部

エ 提出方法 下記「12 書類提出・事務局」まで、持参、簡易書留又は書留郵便によりお送りください。

なお、郵便事情等による遅延には対応しかねます。

## 8 提案書等の提出

### (1) 提出方法等

ア 提出期限 令和6年5月30日(木) 17時必着

イ 提出形式・部数 電子媒体(CD-RもしくはDVD-R) 1部  
紙資料 8部

データの形式は、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 又はPDF形式により作成ください。なお、作成の際は、パスワードやロック等の保護は行わないでください

印刷用紙のサイズは、「(3)ウ 見積書(様式5)」のみA3とし、その他はA4としてください。

ウ 提出方法 下記「12 書類提出・事務局」まで、持参、簡易書留又は書留郵便によりお送りください。

なお、郵便事情等による遅延には対応しかねます。

### (2) 提出書類

複数社で共同提案される場合は、区との連絡窓口となる代表会社を明示してください。また、アは各社分提出してください。

ア 提案書(様式自由、最大でもA4で50ページ(操作マニュアル除く)まで)

イ 要件一覧表(様式4)

ウ 見積書(様式5)

見積もりは税抜き価格とする。

エ 提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書(様式6)

「(5) 作成上の注意事項」を確認したうえで作成すること。

### (3) 著作権の帰属等

提出書類の著作権は、応募者に帰属します。

### (4) 作成上の注意事項

ア 提案書は本件にかかる審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例(平成12年12月目黒区条例第58号)の趣旨に則し、原則全部開示とします。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については別紙「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出してください。

なお、不開示部分についての最終判断は区で行いますので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるというわけではありません。

イ 提案書には、参加者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないでください。例えば、会社のロゴマーク、施設、社員(職員)の経歴や保有資格、写真などがこれにあたります。また、特段指定するもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えてください。なお、そのような記載があった場合には提案書を受理しない場合があります。

ウ 様式6「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」には、法人名、提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該

当条文を明記してください。

なお、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第15条第1項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなしますが、疎明書の提出時と変化がないか等再度、状況の確認をさせていただく場合があります。

## 9 選定及び評価

### (1) 選定方法

選定方法は、選定委員会において提案書等の書類審査（第一次審査）とその後実施するプレゼンテーション・ヒアリング（第二次審査）と併せて、その内容を総合的に評価します。

なお、提案書提出事業者が多数の場合は、書類審査で上位3社程度を選定し、プレゼンテーション・ヒアリングを行います。書類審査の結果は、すべての提案書提出事業者に対して6月下旬頃に通知します。また、参加資格を満たす提案者が1社だった場合でも、プレゼンテーション・ヒアリング及び評価を行います。所要時間は、1社あたり45分程度（プレゼンテーション（デモンストレーション含む）約30分、質疑応答約15分）の予定です。

プレゼンテーションの実施予定は令和6年6月下旬とし、日程を別途電子メールで通知します。

### (2) 記載内容の確認

提案書記載内容について疑義がある場合は、区は必要に応じて電子メールで質問を行います。提案者は、区が指定する期日までに電子メールで回答してください。

### (3) 評価項目

本公募の主な評価項目及び審査内容は下記のとおりです。

	主な評価項目	主な審査内容
1	事業の安定性	業務を履行するにあたり安定した経営状況が見込めるか、キャッシュレス決済サービスの導入を円滑に進めるノウハウを持っているか
2	実施方針	本業務の目的、内容、性質を理解しているか
3	業務実施体制	役割分担や責任体制が明確になっており、プロジェクト管理や区とのコミュニケーションを適切に行えるか
4	工程・スケジュール	システム導入時期を見越した適切な工程計画になっているか
5	機能性	現行業務を円滑に行えるとともに、区民サービスの向上や業務効率化に資するものか
6	操作性	初心者にも操作しやすいか
7	指定納付受託	必要な要件を満たしている、又は代替案が妥当か
8	情報セキュリティ対策	情報セキュリティ等の方針・考え方が区の規則・基本方針に反していないか、情報保護対策は適切か

	主な評価項目	主な審査内容
9	研修	研修内容や環境、実施時間等は適切か
10	運用及び保守	日常における保守メンテナンスや問合せなどのサポート体制、障害発生時における迅速な復旧体制がとられているか
11	価格	費用対効果が高いか
12	その他	本業務の追加提案が、区民サービス向上又は業務効率化に資するものか

#### (4) 評価が同点となった場合の措置

第一次審査と第二次審査の合計点が同点となった場合には、提案書審査にかかる項目が上位の事業者を受託候補者として決定します。

### 10 受託候補者の決定等

#### (1) 決定

選定委員会の評価に基づき区長が受託候補者を決定します。

評価の結果、受託候補者無しとする場合があります。

#### (2) 選定結果の通知等

選定結果は、第二次審査に進んだ提案書提出事業者に対し文書で通知します（自社の結果のみ）。

#### (3) 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議のうえ決定します。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰上げ、協議を行います。

### 11 その他

- (1) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失います。また、期限後の差替え及び再提出は、原則として認めません。
- (2) 提出いただいた書類は返却しません。
- (3) 提案書等の内容に虚偽の記載がある場合は、該当提案内容を無効とします。
- (4) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記載を行ったことが判明した場合は、選定を無効とすることがあります。
- (5) (3) 及び (4) の場合は、指名停止措置基準に基づき指名停止を行うことがあります。
- (6) プロポーザルに参加する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しません。
- (7) 区は、提出された企画提案書等を本プロポーザル以外に無断で使用しないこととします。
- (8) 本プロポーザル以後の将来的な展開として、別所属でも同様のシステム導入を検討しているため、この発展性について有利な点があれば提示してください。特に地区サービ

ス事務所では同じ証明書の発行も行っていることから、閲覧権限を設定しつつ、所属横断的にオンライン上で実績集計できるような環境整備が理想です。

なお、所属によって窓口の取扱い件数、規模が異なることから、ハードウェアに選択の幅があることが望ましいです。

## 12 書類提出・事務局

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階

目黒区区民生活部戸籍住民課戸籍証明係 加藤・會田

電話 03-5722-9806